

第九章 條約改正經過概要後記

第一節 改正陸奥條約の性質

本邦條約改正は一應明治三十二年の陸奥條約改正を以て完結した明治開國以來の本邦條約改正の目的は獨立自主の國家として泰西諸國との間に相互對等の權利を享受するにあつた。明治二十五年十二月第四帝國議會に於て伊藤總理は施政演說中に於て「條約改正の主要は凡そ國として有すべき權利を得、凡そ國として盡すべき義務を完くする」にありとした。右相互對等の權利を享有すとは所謂法權稅權を回復することであり、法稅兩權の回復とは安政諸條約により本邦自主權の上に加へられて居た在留外國人に對する治外法權、及輸出入貨物に對する關稅協定の片務的束縛より、脱却することであつた。而して條約改正の目的を達する爲めには前記伊藤總理の演說中に在るが如く「凡そ國として盡すべき義務を完くする」こと、即ち泰西の様式に則り裁判組織及諸法制を完備し、一般文明國として軒輊なきに至ることの絶對に必要であることは、明治四年岩倉大使の歐米特派以來看取せられたところである。從て爾後明治政府殊に井上・大隈兩外相時代に於て政府當局の専念努力したことは泰西の様式により法制を整備することであつた。明治政府が所謂開國進取の國是の下に多數の外國人顧問を傭聘し、重要法典の編纂其の他萬般の事項に互り、泰西の文物制度を國內に移入するに努めたことは、主として右條約改正により泰西諸文明國との間に相互對等の權利を得んとするに在つた。其の後井上外相時代に於て外國人の法律顧問の援助を借り諸法典の編纂に努め、大隈外相時代に於ては明治二十二年二月十一日發布の憲法による第一帝國議會が、同二十三年十一月召集せらるゝに先ち、裁判所構成

法・刑法・刑事訴訟法・民商法・民事訴訟法の五大法典を公布し、改正條約の實施と同時に之が全部を實施する體立を整へて居た。然るに井上・大隈條約改正の失敗した所以は、改正の前提たるべき泰西式の裁判制度の實施を急いで、一定條件の下に大審院等に外國人裁判官を任用しようとし、又法典編纂に外國政府の關與を許與しようとしたことが、國內の大反對を受けた爲めである。次いで青木・榎本兩條約改正交渉に於ては、井上・大隈兩案に於けるが如き、裁判制度及法典編纂上に於ける國權の束縛は拒否したが、尙改正條約實施の前提條件として泰西様式の法典を實施するの絶對に必要なを認め、外人顧問の編纂に係る民法・商法・民事訴訟法等を、帝國議會に附議することなく明治二十三年三月又は十月之を公布し、明治二十四年一月一日又は同二十六年一月一日より實施しようとした。斯かる本邦の民俗習慣に適合しない法典を卒急實施することに對し、國內の輿論及民間法學者より熾烈な反對を受けるに至り、右兩外相時代に於て條約改正交渉を進捗せしめ得ないこととなつた。茲に於て明治二十五年八月成立の伊藤内閣に於ては改正條約を實施するに先ち、民商法其の他重要法典を本邦の民俗習慣に適應する様修正を加へる措置を採り、之を明治三十一年七月、即ち改正條約實施一ヶ年前に實施することとしたのである。換言すれば本邦は相互對等の原則の下に安政諸條約を改正實施する爲めに、明治開國以來國內の制度文物を泰西の様式により整備するに努め、而して右整備は單純な模倣移入でなく本邦の民俗習慣に一致せしむるを要したが爲め、安政五年五ヶ國條約締結以來明治三十二年陸奥改正條約實施に至る迄、實に四十一年の長年月を費したのである。

第二節 改正小村條約の性質

然るに右多大の年月と苦心を以て成功せる改正陸奥條約に於ても、相互對等の原則の貫徹上左記諸點に付未だ缺けるところがあつた。